

公益社団法人 日本オーケストラ連盟  
役員報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本オーケストラ連盟（以下、「本連盟」という。）定款第25条の規定に基づき、本連盟の常勤役員の報酬並びに費用弁償について定め、適正な報酬及び費用弁償を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 役員とは、理事及び監事をいう。

2 常勤役員とは、役員のうち、本連盟を主たる勤務場所とするものをいう。

3 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

4 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本連盟は、常勤役員の職務遂行の対価として報酬等を支給する。

2 常勤役員には、月例報酬を支払うことができる。月例報酬の支給方法等は職員の給与規程に準ずる。

3 常勤理事の報酬額は、総会で定める予算の範囲内で理事会において決定する。また、常勤監事の報酬額は、予算の範囲内で監事相互の協議で決める。ただし、いずれも年額で一人600万円を超えない額とする。

4 常勤役員には、総会で定める予算の範囲内で理事会の決議を経て、理事長が別に定めた「事務局退職金規程」に準拠する退職金を支給することができる。

(その他の役員)

第4条 その他の役員には、その地位にあることのみに基づいては報酬を支給しない。

(費用弁償)

第5条 本連盟は、役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、職員の支給基準に準じて通勤費を支給する。

(準用)

第6条 常勤役員及びその他の役員の報酬及び費用弁償の支払い方法等については、この規程に定めるほか、職員の給与規程を準用する。

(公表)

第7条 本連盟は、この規程を、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項の規定に従い、公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て、総会の議決により行う。

(補足)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

#### 附則

この規程は、本連盟の設立の登記の日から施行する。